



寝たきりの方などに訪問健康診査を行います

市では、在宅の寝たきりの方や、何らかの理由により外出不可能で今年度の基本健康診査を受けていない方を対象に、申し出によりご自宅に訪問して、無料で基本健康診査と同じ健康診査を行います。

●対象者 市内にお住まいの40歳以上(昭和40年4月1日までに生まれた方)で、在宅の寝たきりの方またはこれに準ずる方で、定期的に内科診察を受けていない方。

●診査実施日 3月18日(金)

●検査項目 問診、血圧測定、検尿、血液検査(脂質、肝機能、血糖、腎機能など)、心電図検査

●申し込み定員 10名

●申し込み・問い合わせ先 健康推進課 ☎22-13362

「白石市民バス」の運行を準備しています

市では、バスを利用される方々の利便性向上を図るため、路線バスと患者輸送バスを統合した「白石市民バス」の運行を準備しています。

【市民バス3号車】 「白川コース」

【市民バス4号車】 「越河線」

【市民バス5号車】 「白角線」

●開始時期 平成17年4月1日

●運行日 平日(土・日曜日・祝日、年末年始を除く)※一部の路線は、週1日〜2日の運行

●運賃 1回の乗車につき100円※70歳以上、中学生以下、障害者の方は無料です。

●車両・路線数 5台・7コース

【市民バス1号車】

①福岡線(路線バス「鎌先線」と患者輸送バス「福岡コース」を統合)

【市民バス2号車】 (車両1台に統合)

②三本木線 路線バス「三本木線」

③大網線 従来の患者輸送バス「大網コース」

④白川線 従来の患者輸送バス

⑤越河線 路線バス「越河線」

⑥白角線 路線バス「白角線」

⑦大張線 路線バス「大張線」

●現在の運行内容と異なる点

- 乗車距離にかかわらず100円で利用できます。
- どのような利用目的でも乗車できます。
- 市街地や渋滞区間を除き、乗降フリー区間を設定します。
- 患者輸送バス「越河、斎川、大平、大鷹沢コース」は廃止します。(患者輸送バス「小原コース」は、これまで同様、患者輸送バスとして運行します)
- ※運行経路、時刻表などの詳細は、広報4月号と一緒に「市民バスパンフレット」を配付する予定です。

◎振興課 ☎22-13324

高齢者無料バス乗車証の更新手続きを始めます

市では、満70歳以上の方々に宮交仙南バスの無料乗車証を交付しています。

「市民バス」の運行に伴い、4月から利用できる宮交仙南バス路線は、青根線・永野線・七ヶ宿線の3路線だけとなり、制度や内容も変わります。17年度は、この3路線を利用される方のみ更新の手続きが必要になります。

なお、70歳以上の方が市民バスを利用する際は、無料乗車証は必要なく、年齢が分かるものを提示するだけで無料で乗車できます。

●「無料乗車証」更新手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・現在使用している乗車証(緑色)※指定の日に手続きできなかった方は、市庁舎1階市民課総合窓口と福祉事務所で3月22日以降に受け付けをします。今回から、指定日以降に各公民館で申請・更新手続きが必要なもの

なお、70歳以上の方が市民バスを利用する際は、無料乗車証は必要なく、年齢が分かるものを提示するだけで無料で乗車できます。

●「無料乗車証」更新手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・現在使用している乗車証(緑色)※指定の日に手続きできなかった方は、市庁舎1階市民課総合窓口と福祉事務所で3月22日以降に受け付けをします。今回から、指定日以降に各公民館で申請・更新手続きが必要なもの

春の火災予防運動が始まる!

3月1日から7日まで春の火災予防運動が行われます。

これからの季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすい季節となります。屋外での火の取り扱いは十分注意しましょう。

●サイレンが聞こえたら、消防テレフォンサービスの利用を!

☎0180-992-123

携帯電話からも利用可能です。白石消防署 ☎25-2259

税務課からのお知らせ

■昨年家屋を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税しています。

平成17年1月1日現在、家屋の一部または全部を取り壊している場合(登記の有無は問いません)や、売買や相続などで所有者に変更が生じたとき、店舗を住宅や倉庫に、住宅用地から駐車場になど、建物・土地の用途を変更した際は、税務課までお知らせください。

■固定資産税縦覧帳簿を縦覧します

平成17年度の「土地価格等縦覧帳簿」(所在・地番・地目・地籍・価格が記載されています)および「家屋価格等縦覧帳簿」(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格が記載されています)を、

4月1日から5月31日(土・日曜、祝日を除く)まで縦覧します。

◎税務課固定資産税係 ☎22-13313

■軽自動車・バイク・農機具などの廃車手続きは3月中に!

現在、使用されていない軽自動車などをお持ちの方は、3月までに「廃車」の手続きをされれば、17年度から税金は発生しません。

●問い合わせ先

- ・原付バイク・農機具など 市税務課 ☎22-13313
- ・軽自動車・軽二輪など 宮城県軽自動車協会 ☎022-232-5724
- ・二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 ☎022-235-2511

国民健康保険 Q&A

Q 就職(退職)をしましたが、国民健康保険の届け出はどのようにすればよいのですか?

A 例年3月から4月にかけては、就職や退職による国民健康保険から社会保険への加入、または社会保険から国民健康保険への加入といった異動が多い時期です。異動が生じた時には、14日以内に市民課の窓口で国民健康保険の異動手続きが必要です。この届け出は自動的に行われませんが、早めの届け出をお願いします。

■国民健康保険の届け出が遅れてしまうと、次のようなトラブルの原因となることがあります!

- ◎国民健康保険料がさかのぼって課税されます。
- ◎社会保険を脱退し、保険証がないまま病院にかかった場合、窓口で支払う医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ◎すでに社会保険に加入しているも、国民健康保険から脱退する届け出をせず、国民健康保険証で病院にかかった場合、後日医療費の返還を求められます(市で負担した医療費を返還していただくこととなります)。

◎税務課国民健康保険係 ☎22-13313

◎保険課国民健康保険係 ☎22-13361

国民年金からのお知らせ

■異動の時期は 国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入することになっています。

●第1号被保険者：自営業者、農業従事者、学生などの20歳以上60歳未満の方

●第2号被保険者：厚生年金保険(共済組合)に加入している会社員(公務員)の方

●第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

■加入の仕方(種別)が変更になる場合は届け出を!

国民年金は就職、結婚、退職などの人生の節目に加入の仕方(種別)が変わる場合があります。そのつど手続きが必要です。手続きを行わないと、将来の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

■4月から口座振替 早取割引制度が始まります

これまでの一括納付割引に加え、各月納付でも、口座振替で翌月末に引き落としした保険料を当月末(一カ月早く)引き落とすと割引される制度が導入されます。

割引額は毎月納付(当月口座振替)一カ月前あたり40円です。早

取割引制度をご利用の方は、①国民年金保険料納付案内書(年金手帳) ②預金通帳 ③通帳届出印をお持ちの上、口座のある金融機関で手続きを行ってください。

◎社会保険事務局大河原事務所 ☎0224-51-3111

◎市民課国民年金相談係 ☎22-13312

新潟県中越地震に係る災害義援金を寄附された皆様へ

新潟県中越地震(大震災)に係る災害義援金を、日本赤十字社本社または新潟県支部が開設している受付専用口座(郵便振替口座・銀行口座)に寄附された場合、お手元の振替用紙控え(郵便振替払込金受領証または振込金受取書)を、税制優遇措置を受けるための受領書に代えて確定申告などにご利用いただけます。

◎日本赤十字社地区 ☎22-1400

対象口座を持つ金融機関

◎日本赤十字社本社開設分 郵便局、みずほ銀行新橋中央支店

◎同社新潟県支部開設分 郵便局、第四銀行白山支店、北越銀行田町支店、大光銀行学校町支店、新潟県信用農業協同組合連合会本店

◎日本赤十字社地区 ☎22-1400

【国民年金加入の仕方(種別)は3種類】

変更前	変更後	どんな場合に?	届出先など
第1号被保険者	第2号被保険者	・就職して、厚生年金保険などに加入した場合	勤務先が手続きを行います
第1号被保険者	第3号被保険者	・厚生年金保険などに加入している会社員などと結婚して、扶養されるようになった場合 ・配偶者が就職して厚生年金保険などに加入し、扶養されるようになった場合	配偶者の勤務先へ届け出が必要です。
第2号被保険者	第1号被保険者	・会社などを退職して自営業者や無職になった場合	市の国民年金窓口へ届け出が必要です
第2号被保険者	第3号被保険者	・会社などを退職して厚生年金保険などに加入している配偶者に扶養されるようになった場合	配偶者の勤務先へ届け出が必要です。
第3号被保険者	第1号被保険者	・配偶者が会社などを退職した場合	市の国民年金窓口へ届け出が必要です。
第3号被保険者	第2号被保険者	・収入が増えて扶養からはずれた場合 ・就職して、厚生年金保険などに加入した場合	勤務先が手続きを行います